

第 1 号 議 案

平 成 2 5 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 )

## 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度亀岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

419,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,177,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山正隆

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	6,853,000	△22,676	6,830,324
	1 地方交付税	6,853,000	△22,676	6,830,324
13	分担金及び負担金	640,974	30,002	670,976
	1 分担金	56,902	30,002	86,904
14	使用料及び手数料	697,482	△110	697,372
	1 使用料	327,882	△110	327,772
15	国庫支出金	4,590,321	14,146	4,604,467
	1 国庫負担金	3,694,426	5,250	3,699,676
	2 国庫補助金	873,212	8,896	882,108
16	府支出金	2,295,421	186,720	2,482,141
	1 府負担金	1,172,806	2,625	1,175,431
	2 府補助金	944,290	174,095	1,118,385
	3 府委託金	178,325	10,000	188,325
19	繰入金	1,299,766	171,720	1,471,486
	2 基金繰入金	1,256,315	170,337	1,426,652
	3 財産区繰入金	7,641	1,383	9,024
21	諸収入	380,974	14,498	395,472
	4 受託事業収入	38,300	240	38,540
	6 雑入	261,925	14,258	276,183
22	市債	4,108,300	25,500	4,133,800
	1 市債	4,108,300	25,500	4,133,800
	歳入合計	32,757,800	419,800	33,177,600

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 325,901	千円 1,072	千円 326,973
	1 議会費	325,901	1,072	326,973
2 総務費		3,635,856	126,406	3,762,262
	1 総務管理費	2,624,031	133,772	2,757,803
	2 徴税费	413,787	△3,840	409,947
	3 戸籍住民基本台帳費	161,555	△19,547	142,008
	4 選挙費	42,200	10,000	52,200
	5 統計調査費	15,076	△228	14,848
	6 監査委員費	28,952	5,201	34,153
	7 環境交通対策費	350,255	1,048	351,303
3 民生費		11,771,273	79,299	11,850,572
	1 社会福祉費	5,447,473	72,251	5,519,724
	2 児童福祉費	4,639,634	3,184	4,642,818
	3 生活保護費	1,603,666	3,864	1,607,530
4 衛生費		4,171,919	2,642	4,174,561
	1 保健衛生費	1,666,765	△12,153	1,654,612
	2 清掃費	2,505,154	14,795	2,519,949
6 農林水産業費		912,587	75,040	987,627
	1 農業費	671,736	73,420	745,156
	2 農地費	170,896	△2,522	168,374
	3 林業費	67,442	4,142	71,584
7 商工費		315,269	△15,500	299,769
	1 商工費	315,269	△15,500	299,769
8 土木費		3,483,855	5,743	3,489,598

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
		千円 38,163	千円 △1,164	千円 36,999	
	1 土木管理費	38,163	△1,164	36,999	
	2 道路橋梁費	1,081,556	5,174	1,086,730	
	3 河川費	131,587	716	132,303	
	4 都市計画費	2,038,830	2,726	2,041,556	
10 教育費	5 住宅費	193,719	△1,709	192,010	
		2,799,664	△15,502	2,784,162	
	1 教育総務費	410,741	△38,367	372,374	
	2 小学校費	842,162	12,888	855,050	
	3 中学校費	281,947	11,989	293,936	
	4 幼稚園費	151,378	4,009	155,387	
	5 社会教育費	1,044,804	△6,021	1,038,783	
	11 災害復旧費		354,400	160,600	515,000
		1 農林水産施設災害復旧費	80,400	160,600	241,000
	歳 出 合 計		32,757,800	419,800	33,177,600

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市 議 会 会 議 録 作 成 等 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	千円 4, 2 0 0
庁 舎 管 理 経 費	平成 25 年度から 平成 28 年度まで	1 7 8, 2 0 0
通 送 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 28 年度まで	1 0, 8 0 0
選 挙 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	3, 7 0 0
塵 芥 処 理 事 務 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	5, 0 0 0
塵 芥 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	3 0, 2 0 0
粗 大 ご み 運 搬 等 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	4 5, 5 0 0
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 経 費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	5 7, 2 0 0

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生農林水産 施設災害復旧事業	千円 25,700  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	25,700			

#### 2 廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	千円 6,900  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	6,900			

#### 3 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 590,000  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 596,700  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	4,101,400				4,108,100			